

【お知らせ】

患者さんにご家族の方へ

厚生労働省の方針により、2024年10月より、『国が定める後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）』については、原則として、患者さんに保険適用外の自己負担（長期収載品の選定療養）が発生いたします。

院内薬局では、国が定める長期収載品のみの取扱いのために患者さんに自己負担（長期収載品の選定療養）が発生する可能性があります。

一方、院外処方箋では、長期収載品の選定療養費に対して薬剤変更など柔軟に対応できる可能性があります。これまで院内薬局でお薬を受取られていた患者さんにおかれましても、自己負担軽減を考慮し、薬剤選択可能な院外処方箋への切替を推奨させていただく場合があります。

院外処方箋への切替にご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

病院長